

宅地建物取引士登録等 必要書類一覧

※提出先 滋賀県住宅課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 新館6階 (TEL.077-528-4231)

【提出部数】登録移転申請書、在職証明書については正本1部・副本1部。それ以外のは正本1部。(控えが必要な場合は、ご準備ください。)

【滋賀県収入証紙】滋賀県庁会計管理局管理課、滋賀銀行の県内本支店等で購入できます。

※郵送を希望される場合は、宅地建物取引士関係の申請手続きのホームページ「申請先窓口・郵送案内」をご確認ください。

No.	手続き内容	チェック欄 ☑	必要書類
			<p>※各書面の頭の符号 <input type="checkbox"/>法定様式(滋賀県土木交通部住宅課で配布。または滋賀県庁ホームページから取得可) <input checked="" type="checkbox"/>官公庁の証明(発行日から3か月以内のもの) <input type="checkbox"/>手元保管または各自作成</p>
1	宅地建物取引士登録	申請	<input type="checkbox"/> 登録申請書
		添付	1. <input type="checkbox"/> 誓約書
			2. <input checked="" type="checkbox"/> 身分証明書 ※本籍地市区町村で取得できます。 ※禁治産又は準禁治産の宣告の通知、破産宣告の通知を受けていないことの証明が必要です。 ※外国籍の方は不要です。 ※運転免許証ではありません。
			3. <input checked="" type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 ※東京法務局に郵送にて申請できます。県内では大津地方法務局窓口で取得できます。 ※成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明が必要です。 ※成年被後見人等に該当するため証明書が添付できない方は、県住宅課までご相談ください。
			4. <input checked="" type="checkbox"/> 住民票抄本(申請者のみの情報が載ったもの) ※外国籍の方は、国籍および在留情報(在留カード等番号)の記載があるものを取得ください。 ※旧姓併記を希望される場合は、旧姓が記載された住民票抄本を取得ください。 ※マイナンバーの記載は不要です。記載されていると受領できません。 ※本籍地の記載は不要です。(記載されていても可。) ※実際の住所と住民票の住所が違うときは、住民票の住所で登録します。
			5. <input type="checkbox"/> 合格証書の写し ※試験を合格した都道府県でなければ手続きできません。
			6. <input type="checkbox"/> 顔写真1枚(登録申請書に貼付してください) ※縦3cm×横2.4cm・顔2cm程度。 ※申請前6か月以内撮影の、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真。 ※ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。
			7. 登録に必要な実務経験を証する書面(a,b,cのいずれか一つ)
			a <input type="checkbox"/> 実務講習修了証明書 ※申請時前10年以内に修了したものを提出ください。
			b <input type="checkbox"/> 実務経験を証する書面 ※国・地方公共団体等において宅地建物の取得、交換または処分に関する業務に主として従事した期間が申請時から10年以内に2年以上ある方は、こちらを提出ください。
			c <input type="checkbox"/> 実務経験証明書 ※10年以内に2年以上の宅地建物取引業者での取引に関する実務経験があり、県に業者の届出が記録されている方は、こちらを提出ください。 ※証明は実務経験先の宅地建物取引業者が行います。従事していた宅建業者が既に廃業等している場合や、登録申請者が宅建業者の代表者・法人役員である場合は、所属の協会(宅建協会または全日協会)による証明を受けてください。(他の宅建業者の証明も可。) ※国土交通大臣免許業者および他府県知事免許業者での実務経験の場合は、従業者名簿の写しも添付してください。(写しを交付した担当者名・担当者連絡先・交付日を記載すること。代表者の原本証明も可。) ※実務経験証明書の中で旧姓で従事していた期間がある場合、戸籍抄本を添付してください
登録申請時に宅建業に従事している場合: 8. 従業者証明書の写し			
9. 滋賀県収入証紙 37,000円			
合格証書の氏名から変更があった場合: 10. <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍抄本(申請者のみの情報が載ったもの)			
未成年の場合: 11. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年であることがわかる書類(a,bのいずれか)			
a 婚姻してない場合: <input type="checkbox"/> 営業に関する法定代理人の許可証 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(法定代理人との関係が分かるもの) の2点			
b 婚姻している場合: <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(婚姻していることが分かるもの)			

No.	手続き内容	チェック欄 ☑	必要書類
			<p>※各書面の頭の符号</p> <p>□法定様式(滋賀県土木交通部住宅課で配布。または滋賀県庁ホームページから取得可)</p> <p>◇官公庁の証明(発行日から3か月以内のもの)</p> <p>○手元保管または各自作成</p>
2	宅地建物取引士証の交付申請	申請	<p>□宅地建物取引士証交付申請書</p> <p>※試験合格後1年を過ぎている場合は、法定講習修了の証明が必要になります。</p>
		添付	<p>1. ○顔写真2枚(同一のもの)</p> <p>※縦3cm×横2.4cm・顔2cm程度。</p> <p>※申請前6か月以内撮影の、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真。</p> <p>※ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。</p> <p>※1枚は、申請書に貼ります。もう1枚は証に貼るので、そのまま提出してください。</p> <p>2. 滋賀県収入証紙 4,500円</p>
			<p>郵送希望者のみ:</p> <p>3. 返信用封筒(定形)および必要分の切手</p> <p>※特定記録か簡易書留分の切手を貼付し、宛名を明記したものをご用意ください。</p> <p>※レターパック可。</p>
3	氏名の変更(旧姓併記への変更も含む)	申請	□宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(項番11に記載)
		添付	<p>氏名を変更した場合:</p> <p>1. ◇戸籍抄本(申請者のみの情報が載ったもの)</p>
			<p>氏名の変更はないが旧姓併記を希望する場合:</p> <p>1. ◇住民票抄本(申請者のみの情報が載ったもの)</p> <p>※旧姓が記載された住民票抄本を取得ください。</p> <p>※マイナンバーの記載は不要です。記載されていると受領できません。</p>
		申請	<p>現に有効な宅地建物取引士証の交付を受けている場合:</p> <p>□宅地建物取引士証書換え交付申請書</p> <p>※書換え後の取引証の交付は、旧取引士証と引き換えになります。</p>
		添付	<p>1. ○顔写真2枚(同一のもの)</p> <p>※縦3cm×横2.4cm・顔2cm程度。</p> <p>※申請前6か月以内撮影の、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真。</p> <p>※ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。</p> <p>※1枚は、申請書に貼ります。もう1枚は証に貼るので、そのまま提出してください。</p> <p>2. 滋賀県収入証紙 4,500円</p>
	<p>郵送希望者のみ:</p> <p>3. 返信用封筒(定形)および必要分の切手</p> <p>※特定記録か簡易書留分の切手を貼付し、宛名を明記したものをご用意ください。</p> <p>※レターパック可。</p>		
	住所の変更	申請	□宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(項番12に記載)
		添付	<p>1. ◇住民票抄本</p> <p>※転居前後の住所の記載のあるものを取得ください。</p> <p>※複数回にわたり転居し、過去の転居を変更申請していない方は、現在登録されている住所が住民票で確認できないので、住民票の除票または戸籍の附票を添付してください。</p> <p>※マイナンバーの記載は不要です。記載されていると受領できません。</p> <p>※抄本(申請者のみの情報が載ったもの)を取得ください。</p>
		提示	<p>現に有効な宅地建物取引士証の交付を受けている場合:</p> <p>○宅地建物取引士証(原本)</p> <p>※原則として、変更後の住所を取引士証の裏面へ記載します。(この場合は手数料不要)</p> <p>※郵送で申請される場合は、返信用封筒(定形)および必要分の切手</p> <p>(特定記録か簡易書留分の切手を貼付し、宛名を明記したものをご用意ください。レターパック可。)</p>
	本籍の変更	申請	□宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(項番13に記載)
添付		<p>1. ◇戸籍抄本</p> <p>※抄本(申請者のみの情報が載ったもの)を取得ください。</p>	
従事先の変更	申請	□宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(項番14に記載)	
	添付	<p>退職の場合のみ:</p> <p>1. 退職の事実が分かる書類</p> <p>※離職票の写し、退職証明書(写し可)等をご提出ください。(退職日、会社の商号等の記載があること)</p> <p>※廃業による退職の場合は、添付書類不要。</p> <p>出向により従事しなくなった場合のみ:</p> <p>1. 出向辞令、または出向証明書</p> <p>※出向元が証明したもの。(出向日、会社の商号等の記載があること)</p>	

No.	手続き内容	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>	必要書類 ※各書面の頭の符号 □法定様式(滋賀県土木交通部住宅課で配布。または滋賀県庁ホームページから取得可) ◇官公庁の証明(発行日から3か月以内のもの) ○手元保管または各自作成
4	他の都道府県への登録移転(転出) ※標準的な内容を示しておりますので、必ず転出先の都道府県にご確認ください。	申請	<input type="checkbox"/> 登録移転申請書(正本1部、副本1部) ※副本はコピー可。
		添付	1. ○顔写真1枚(正本に添付) ※縦3cm×横2.4cm・顔2cm程度。 ※申請前6か月以内撮影の、無帽、正面、上三分身、無背景の縦のカラー写真。 ※ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。
		添付	2. ○在職証明書(正本1部、副本1部) ※副本はコピー可。 ※(移転先の都道府県の宅建業者に従事)宅地建物取引業務に従事していることがわかるもので、従事先の代表者による証明印のあるもの。
		添付	3. 移転先の道府県の収入証紙 8,000円 ※取扱いが異なる都道府県があるので、直接ご確認ください。
		申請	現に有効な宅地建物取引士証の交付を受けている等で移転先の取引士証の発行を希望する場合: <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証交付申請書(1部)
		添付	1. ○顔写真2枚(同一のもの) ※縦3cm×横2.4cm・顔2cm程度。 ※申請前6か月以内撮影の、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真。 ※ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。 ※1枚は、申請書に貼ります。もう1枚は証に貼るので、そのまま提出してください。
	添付	2. 移転先の道府県の収入証紙 4,500円 ※取扱いが異なる都道府県があるので、直接ご確認ください。	
	滋賀県への登録移転(転入)	申請	<input type="checkbox"/> 登録移転申請書(正本1部、副本1部) ※副本はコピー可。 ※申請書類一式の提出先は、現在登録している都道府県です。
		添付	1. ○顔写真1枚(正本に添付) ※縦3cm×横2.4cm・顔2cm程度。 ※申請前6か月以内撮影の、無帽、正面、上三分身、無背景の縦のカラー写真。 ※ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。
		添付	2. ○在職(出向)証明書(正本1部、副本1部) ※副本はコピー可。 ※(滋賀県内の宅建業者に従事)宅地建物取引業務に従事していることがわかるもので、従事先の代表者による証明印のあるもの
添付		3. 滋賀県収入証紙 8,000円	
申請	申請	現に有効な宅地建物取引士証の交付を受けている等で取引士証の発行を希望する場合: <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証交付申請書(1部)	
添付	1. ○顔写真2枚(同一のもの) ※縦3cm×横2.4cm・顔2cm程度。 ※申請前6か月以内撮影の、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真。 ※ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。 ※1枚は、申請書に貼ります。もう1枚は証に貼るので、そのまま提出してください。		
添付	2. 滋賀県収入証紙 4,500円		
5	取引士証の再交付(亡失等)	申請	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証再交付申請書
		添付	1. ○顔写真2枚(同一のもの) ※縦3cm×横2.4cm・顔2cm程度。 ※申請前6か月以内撮影の、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真。 ※ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。 ※1枚は、申請書に貼ります。もう1枚は証に貼るので、そのまま提出してください。
		添付	2. 滋賀県収入証紙 4,500円
		添付	3. 亡失等で取引士証がない場合: ○始末書
		添付	4. 汚損、破損で取引士証がある場合: 宅地建物取引士証 ※使用中の方は、新しい取引士証が発行されてからの返納でも可。 5. 郵送希望者のみ: 返信用封筒(定形)および必要分の切手 ※特定記録か簡易書留分の切手を貼付し、宛名を明記したものをご用意ください。 ※レターパック可。

No.	手続き内容	チェック欄 ☑	必要書類 ※各書面の頭の符号 □法定様式(滋賀県土木交通部住宅課で配布。または滋賀県庁ホームページから取得可) ◇官公庁の証明(発行日から3か月以内のもの) ○手元保管または各自作成
6	登録の消除	申請	□取引士資格登録簿登録消除申請書
			現に有効な取引士証の交付を受けている場合: 1. ○宅地建物取引士証
7	死亡等	申請	□宅地建物取引士死亡等届出書
			現に有効な取引士証の交付を受けている場合: 1. ○宅地建物取引士証
		添付	死亡の場合: 2. ◇除籍謄本 破産者の場合: 2. 破産の決定に関する裁判所の書類の写し
8	県外で法定講習を受講	申請	□県外受講承認申請書 ※希望の法定講習実施団体に受講可能か事前に相談し、受講の事前承諾を得てから手続きしてください。